

Ⅲ 様々な人権問題

すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。では、本当に、わたしたちの社会は、このような権利が十分に尊重されているといえるでしょうか。わたしたちの身近な生活の中で、人権が不当に侵されている事実はたくさんあるのです。

現在もなお存在する深刻な差別 — 部落差別（同和問題） —

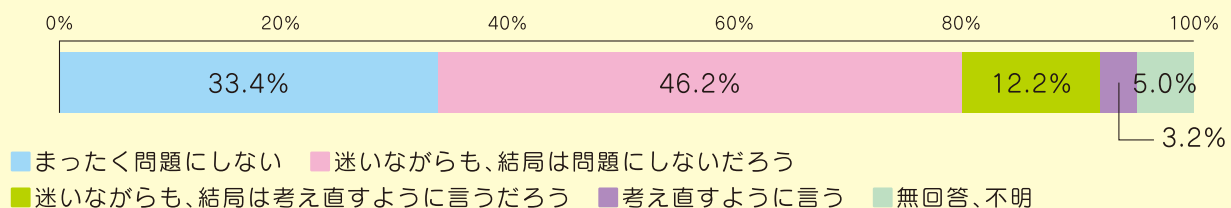
明治時代になって、江戸時代の身分制度は廃止されました。しかし、生まれた場所や住んでいる場所などの理由で差別が現在も続いています。これを部落差別（同和問題）といいます。だれもが生まれながらに持っている権利が奪われてしまうという大変な問題です。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」
1965(昭和40)年「同和対策審議会答申」から

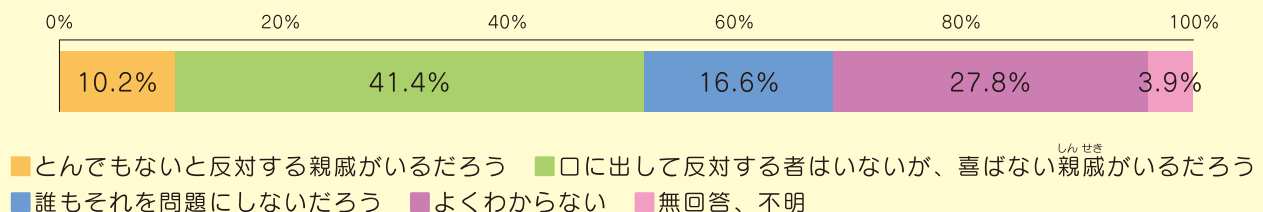
依然としてある差別

仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区出身者(被差別部落出身者)だとわかった場合

①あなたは、どんな態度を取るとお考えですか



②あなたの親戚は、どんな態度を取るとお考えですか



2020年度(令和2年度)「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」によると、自分の子どもと同和地区出身者(被差別部落出身者)の結婚について、自分がとる態度として「まったく問題にしない」とする人は33.4%にとどまっています。さらに、親戚が「誰もそれを問題にしないだろう」とする人は16.6%にすぎず、部落差別(同和問題)の根深さがうかがえます。

部落差別の現状

結婚差別

結婚をする際に家柄にこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、被差別部落出身者と結婚すると血縁関係が生じるため、家族や親戚が結婚を反対することがありました。被差別部落出身者と分かると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離したりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のことも多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼し、被差別部落出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為も行われていたのです。

就職差別

採用に際して本籍を調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。被差別部落に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、被差別部落出身であるという理由だけで不採用とする理不尽な差別選考が行われ、若者たちの夢を奪ってしまう事件が起きていました。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、このような差別選考の問題が指摘されるようになったのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかったため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業が後を絶たなかったのです。

部落地名総鑑事件

戸籍法一部改正(1976(昭和51)年)により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落の地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売。220社をこえる企業が購入していたことが1975(昭和50)年12月の人権週間のさなかに発覚した。

このような差別的な身元調査が行われる中、探偵社や興信所には被差別部落の情報が集まり、「部落地名総鑑」という差別図書が生み出されました。作成販売者の証言によると、結婚や採用で被差別部落出身かどうかを調査することが多かった経験から、「部落地名総鑑」を出せば売れると考えたことが動機だったようです。企業自体が被差別部落に対する差別体質を持っていたために、採用において被差別部落出身者を排除するのに使っていました。また個人の場合は結婚相手の身元を調べることを目的でした。このことが大きな事件として取り上げられ、部落地名総鑑はすべて回収されましたが、身元調査はその後も減ってきたとはいえ、依然として行われています。

～結婚をめぐる～

2008(平成20)年9月、近畿地方のある県で、結婚をめぐる、親族と名乗る人が相手の身元を電話で市役所に問い合わせるという差別事件が発生しました。電話は、地名を告げ「被差別部落かどうか教えてほしい」という一方的なものでした。理由を聞くと「結婚を考えているので出身地を知りたい、どこで聞けば教えてもらえるのか」と述べ、「どこでも、そういったことはお教えしません」と答えると、「教えてくれないなら、最初からそう言ってくればいいのに」と言って電話は切れました。

情報化社会の中で

2006(平成18)年10月、部落地名総鑑そうかんの電子版が見つかったと新聞で報道されました。

全国の被差別部落ひさべつの地名、住所、世帯数などのデータを収めたフロッピーディスクを、大阪市内の二つの信用調査業者が保管していたとのことです。

このことは、身元調査しんぶんじなどが今現在も行われていることを物語っていると同時に、大量の差別情報がインターネットによって瞬時にばらまかれる可能性も含んでおり、深刻な問題であると言えます。

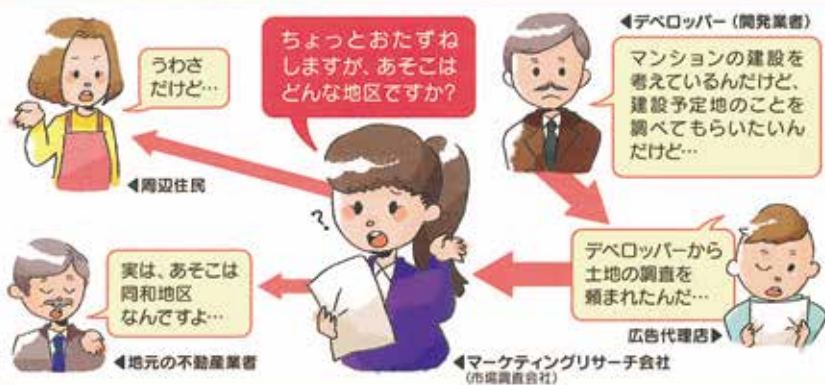
2016(平成28)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」(P8～P10参照)が公布・施行した背景には、こういった現状もあります。

土地差別－被差別部落(同和地区)かどうか－

- 2002(平成14)年4月、西日本のある建設会社社員が、被差別部落を市役所に問い合わせる
- 2004(平成16)年5月、大手企業社員が顧客の引越し先が被差別部落であることを告げる
- 2007(平成19)年7月、大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査する際に被差別部落の所在地などを詳細に調べ依頼主に報告していたことが判明する
- 2011(平成23)年2月、東京都内の不動産会社の社員が、顧客からの依頼を受け、被差別部落を区役所に問い合わせる

戸籍こせきをめぐる問題と重なるものとして、近年発覚している「土地差別調査事件」があります。「土地差別調査」とは、不動産の取引や購入、賃貸などにあたって、その物件と被差別部落との関係をたずねたり、調べたり、教えたりすることです。2007(平成19)年には、調査会社が、被差別部落の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたという事件が発覚しました。

土地差別調査の実態①「調査依頼」



事件の背景には、調査会社、広告代理店、デベロッパー(開発業者)はもちろんのこと、情報を求める市民の姿も見えてきます。今日もなお人々の中に忌避意識きひが存在しており、被差別部落の土地に対する厳しい差別の現実が残されています。

結婚差別、就職差別、土地差別に共通するのは、「自分が被差別部落出身者とみなされたくない」という心の奥底にある意識です。

このような「避ける意識」は、差別が現実にあるということが前提となります。差別があるということは、差別に苦しんでいる人がいることを忘れてはいけません。はいではないでしょうか。

土地差別調査の実態②「調査報告」



部落差別解消推進法の施行

2016(平成28)年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、部落差別解消推進法)が公布・施行されました。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

平成二十八年十二月十六日 法律第九号

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2016(平成28)年は「部落差別解消推進法」だけでなく、「障害者差別解消法」(4月1日施行、P22参照)、「ヘイトスピーチ解消法」(6月3日施行、P24参照)といった、差別解消に関する法律が次々と施行されました。差別をなくす取組は着実に広がりを見せています。しかし、これは法律により守らなければならない人がいる、ということの裏返しでもあります。

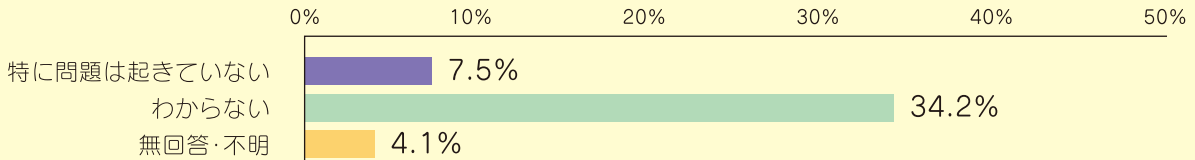
法律や制度を整えていくことは大切です。ただし、それを生かしていくのは他ならぬわたしたち自身の意識です。いわれなき差別に苦しむ人の立場に立ち、「なぜこの法律が必要なのか」「どのような困りがあるのか」を考えることが大切です。

なぜ、部落差別解消推進法ができたのでしょうか？

この法律ができた背景や、部落差別は許されず解消することが重要な課題であることが第一条（目的）、第二条（基本理念）で示されています。その中でも、部落差別の現状を示しているのが次の2点です。

★現在もお部落差別が存在する

あなたは、同和問題（部落差別）に関することで、現在、どのような問題が起きていると思いますか



※回答の一部を抜粋 2020年度(令和2年度)「人権に関する市民意識調査」から

部落差別解消推進法(P8参照)には、「現在もお部落差別が存在する」ことが明記されました。つまり、「部落差別があるかないか」という議論をする必要はなくなりました。2020(令和2)年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」においても、「同和問題(部落差別)に関することで、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いに、「結婚の際に反対されること」が47.2%で最も多く、次いで「身元調査をされること」が31.1%となっているように、「差別はある」という認識を持っていることがわかります。

一方、上記のように「特に関心を持っていない」「わからない」「無回答・不明」の回答も合わせて45.8%あります。

多くの方が部落差別の存在を認識している中で、部落差別を実感していない人がいるのはなぜなのでしょう？。

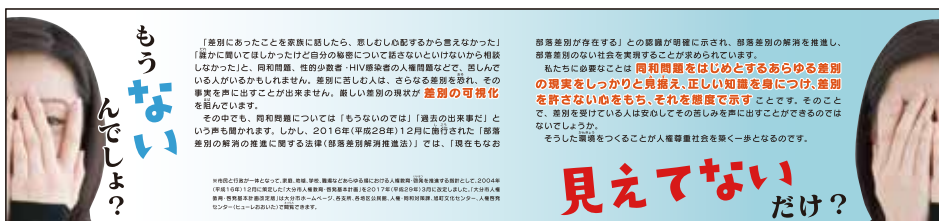
「ない」のではなく「見えにくい」

部落差別の存在を誰よりも実感しているのは、被差別部落出身者です。そのように考えると部落差別の存在について、多くの人の共感を得る最も効果的な方法は、「被差別部落出身者が差別の現状を訴える」ことと考えられます。

しかし、「差別にあったことを友だちに相談したいが、自分が被差別部落出身であることをカミングアウトすることにもなるので、できない」、「親を悲しませるから差別にあったことを言えない」、「自分の経験や思いを伝えたら、後々差別的なうわさになり、自分や家族がさらに差別を受けるかもしれない」などの声があります。部落差別の現状を正しく認識してもらいたいという思いと、当事者として訴えることによって受けるかもしれない新たな差別のリスクを天秤にかけた時、多くの当事者はそのリスクの前に立ちすくんでしまうのです。

厳しい部落差別の現状が、当事者が訴えるという行為をねじ伏せるのです。その結果、多くの方が「部落差別を受けたと聞いたことがない」と捉え、そして、「もう部落差別なんて存在しない」と思い込んでいくのです。部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけなのです。

部落差別は過去の問題であるというような考え方は誤りであり、現在のわたしたち一人ひとりの問題であることを認識する必要があります。



★情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている

インターネットは、わたしたちの生活を飛躍的に便利にし、欠かせないものとなりました。しかし、インターネットの世界にも部落差別が存在するのが現実なのです。

「全国部落調査」復刻版出版事件

2016(平成28)年、ある出版社が、全国の被差別部落の所在地などを掲載した「全国部落調査～部落地名総鑑の原典～」なる書籍の出版を予告したり、都道府県別の地名リストをインターネット上に公開したりする差別事件が起こりました。地名リストの削除や出版差し止めなどを求めた訴訟の判決(2021(令和3)年9月27日東京地裁)で、「出身者が差別や誹謗中傷を受ける恐れがある」として、出版社に対して該当部分の削除や出版禁止、損害賠償が命じられました。ただし、全体の差し止めではなく、プライバシー権を侵害するとして、権利侵害を認定された原告が存在する都道府県のみを差し止めの対象とする限定的なもので、「差別されない権利」の侵害については認められませんでした。

しかし、2023(令和5)年6月28日、東京高等裁判所は判決で「人生に与える影響の大きさやネット上を中心に部落差別の事案が増加傾向にあることなどを考えると、被差別部落があったとされる地域の出身だとわかる情報が公表されることは差別されない権利の侵害にあたる」と指摘し、書籍やサイト上で地名などの情報を一切公表しないよう命じ、差別されない権利を認めました。

「被差別部落の所在地情報は、ある人が被差別部落出身であるかどうかの判断を導き、部落差別のターゲットを仕立て上げていく差別の道具となる。だからこそ、部落地名総鑑は差別図書として社会的に指弾を受けたのであり、全国部落調査復刻版を出版販売したり、それをネットで垂れ流したりするなどということは、部落差別行為以外の何物でもない」との見解を示している方もおり、今後も裁判の動向を注視していく必要があります。

情報化社会に対する大切な認識

現在、一人1台のタブレット端末が配備され、子どもたちはネット検索等で自分が知りたいことを自ら調べて学びを深める機会が整っています。その中で、子どもが部落差別に関して悪意や偏見に満ちた情報に出会い、「正しい」とうのみにし、差別の加害者になってしまう可能性もあります。まずは、わたしたち大人が差別を見抜き、差別を許さないという確固たる認識を持つことが大切ではないでしょうか。

心豊かな生活につなげるには

情報を受け止める時には、匿名の情報を簡単に信じないこと、発信源を確かめたり、様々な情報から判断したりすることなど、慎重さが求められます。また、情報を発信する時には、常に発信者としての責任が伴うことを意識するなど、情報に向き合う姿勢が大切です。

すべての人の生活を明るく心豊かなものにするためにインターネットとの関わり方を見つめなおし、本当の意味での快適な情報化社会を築くことが今わたしたちに求められています。



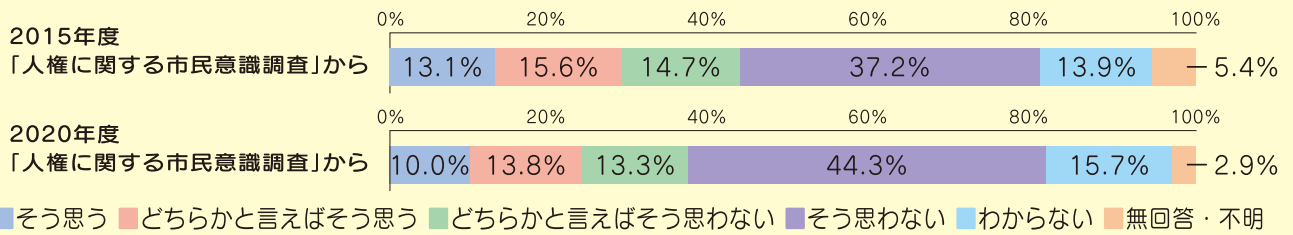
「ボクもゲーム見せて」大分市人権フォトコンテストの入選作品

部落差別(同和問題)を温存・助長する考え

「寝た子を起こすな」論 ～「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」って本当?～

同和問題(部落差別)の解決に向けての次の意見について、あなたの考えに近いのはどれですか

そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく



「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」との考え方について「人権に関する市民意識調査」の2015年度実施と2020年度実施の結果を比較すると、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答は5.7ポイント増え、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答は4.9ポイント減っており、いわゆる「寝た子を起こすな」論を肯定する人の割合は減少しています。

しかしながら、23.8%の人が「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」と今もなお思っているのです。この「寝た子を起こすな」論の根底には、「何も知らない人に教えたら差別が広がる」「もう部落差別はない」という考え方があります。しかし、部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけで、現在もなお存在するのです。(P9参照)

部落差別が存在することを前提に、「寝た子を起こすな」論の誤りについて考えなければなりません。

自分の身に置きかえて想像すると ～差別があるのにそっとしておくということは～

現在も差別があり、苦しんでいる人がいます。そっとしておけばいいという考え方は、その人に対して、「耐えなさい」と我慢を強いることになります。それが、どれほどひどいことかは言うまでもないことです。もし、自分の子どもや孫が、「いじめを受けている」と訴えてきたら、わたしたちはどうするでしょうか。「時間が解決するから、そっとしておけばいい」とは答えないはずですが、もし自分がこのように助けを求められたら、きっと、いじめをなくすために何かしらの行動を起こすはずですが、そっとしてはおけないのです。部落差別についても、同じことです。一分一秒でも早く、部落差別をなくすための行動が必要なのです。

そっとしておいても差別はなくなるしない ～確かな認識が差別を許さない・なくす行動へ～

部落差別の解消を阻んでいる原因のひとつに根強く残る偏見があります。そして、部落差別解消推進法に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」(P10参照)と書かれたように、インターネット上には悪意のある情報が流されている現状があります。今後、その偏見を修正し、悪意のある情報をうのみにしないためには、そっとしておくのではなく、部落差別について「正しく知る」ことが欠かせないのです。子どもが「知る」ための出合いは、家庭や学校が大きく担っていると言えます。その出合いのもと、部落差別を許さない人権意識の確立が図られていくのです。

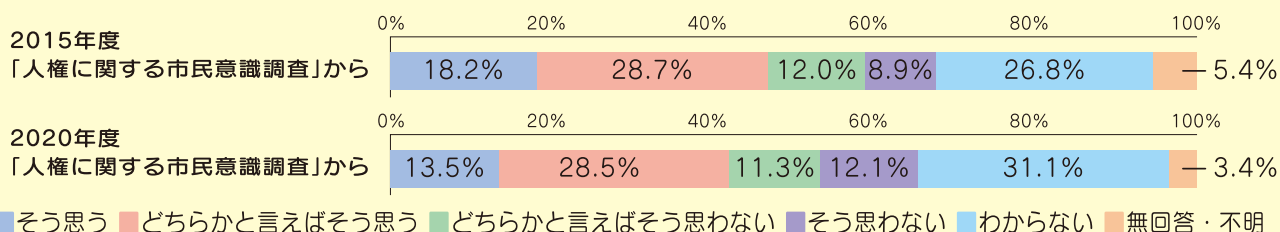
以上のことから考えても「寝た子を起こすな」論は間違っていると言えるのです。

部落差別(同和問題)の解消に向けて

差別をなくすのは誰!?

同和問題(部落差別)の解決に向けての次の意見について、あなたの考えに近いのはどれですか

同和地区(被差別部落)の人がかたまって住まないで、分散して住むようにする



「同和地区(被差別部落)の人がかたまって住まないで、分散して住むようにする」との考え方について「人権に関する市民意識調査」の2015年度実施と2020年度実施の結果を比較すると、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答は2.5ポイント増え、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答は4.9ポイント減っており、全体的には改善の方向と言えます。

しかしながら、42.0%の人が今なおこの考え方を肯定しています。本来、どこに住んでいても差別されないはずですが、この考え方は、部落差別の存在理由を差別される側に押しつけているのです。また、本人に責任のない「生まれ」を否定し、さらには「自分の故郷を捨てるべき」と押しつけている理不尽さにも気付かなければなりません。この考え方のもとでは、差別された人の声を奪い、その結果差別が見えにくくなり、差別する側の人に注目することを妨げることになってしまいます。

差別は差別する側の問題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者や医療従事者及びその家族等への差別や偏見、嫌がらせなど、感染者等が責められるという現実を見てきました。このような雰囲気、体調が悪いことを言いづらくし、感染を広げる結果にもなったのではないのでしょうか。感染者等を責めても、根本の解決にはつながらないのです。

部落差別においても、解消に向けての取組は差別する側の問題であり、わたしたちみんなの課題であり責任であると言えます。何より「差別する側」にいた場合、差別することにより自分自身や家族をも不幸にしてしまうことがあると考え、差別は自分自身の問題であることは明らかなことです。

このような問題の解決には、まず理不尽な差別に気づくこと(人権感覚)、そして「差別を許さない」という思いを行動で示していくことが大切です。気づくためには、差別の歴史や現状、差別が起こる理由などを学ぶこと(知的理解)が必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、意見や気持ちを伝えあえる人間関係をつくっておくことも必要です。

わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分事として感じることができます。それを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら人権問題について学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持ち続けることが、差別をなくすことにつながっていくのです。

正しく知ることから


エセ同和行為～同和問題の悪用～

同和問題を口実に、営利行為を行うことを「エセ同和行為」と言います。同和問題に関する図書購入や工事の請負、融資などを強要する事例があります。このような悪質な行為は、同和問題に対する偏見や忌避意識に乗じるものであり、差別意識を植え付け、同和問題の解決を阻む以外のなにもありません。こうした「エセ同和行為」に対応するためには、まず同和問題をきちんと理解することが大切です。



部落差別の歴史 ～解放へのあゆみ～

部落差別をなくすためには
歴史を知ること大切です。

時代		トピックス	キーワード																				
中世	鎌倉	① 「キヨメ」から「 ^{せんし} 賤視」へ (P.14)	<p>「伝統文化の創造」</p> <p>能楽や庭園など、この時代の芸能、建築に優れた才能や技術を発揮したのは、このころ身分的に差別されていた人々でした。</p> <p>龍安寺 庭園 </p>																				
	室町	② 日本文化の創始者 (P.14)																					
	安土桃山	③ 縛られた身分 (P.15)																					
近世	江戸	④ 差別の強化 (P.15)	<p>「社会や文化の担い手として」</p> <p>～医学の発展を支えた人々～ 小浜藩(福井県)の医者杉田玄白や中津藩(大分県)の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろき、苦心して翻訳し、「解体新書」と名づけました。また、このとき実際に解剖をしながら説明を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。</p> <p> 解剖の様子(想像図)</p>																				
	江戸	⑤ 差別への抵抗 (P.15)	<p>「豊かだった被差別部落」</p> <p>江戸時代の後半、日本の人口は横ばいになります。新田開発も限界となり、人口の増加に必要な食料が不足したことが一番の原因と考えられています。そのような中、多くの被差別部落では人口が増加しているのです。これは、厳しい差別のなかにあっても助け合いながら生活を高めていき、人口増加を支えるだけの食料つまり経済力を持っていたといえるのです。</p>																				
近代	明治	⑥ 解放令 (P.16)	<p>「商人にとって解放令とは・・・」</p> <p>商人たちは「解放令」を歓迎しました。江戸時代まで被差別部落において主要産業であり、大きな利益を上げていた皮革産業への進出を、商人たちは、ねらっていたのです。「解放令」の中にある「身分 職業 共平民同様とす」という言葉は、誰でも皮革産業に参入ができることも意味していました。これ以降、商人たちは、巨大な資金を背景とし、各地で皮革産業の経営を始めていきます。こうした状況の中、被差別部落の皮革産業は、徐々に衰退していきます。</p>																				
	大正	⑦ 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 (P.16)																					
現代	昭和	⑧ 戦後の部落解放運動 (P.17)	<p>部落差別(同和問題)を解消するための法律等</p> <table border="1"> <tr><td>1961</td><td>●同和对策審議会設置</td></tr> <tr><td>1965</td><td>●同和对策審議会答申</td></tr> <tr><td>1969</td><td>●同和对策事業特別措置法</td></tr> <tr><td>1982</td><td>●地域改善対策特別措置法</td></tr> <tr><td>1987</td><td>●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</td></tr> <tr><td>1996</td><td>●人権擁護施策推進法</td></tr> <tr><td>1997</td><td>●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表</td></tr> <tr><td>2000</td><td>●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</td></tr> <tr><td>2002</td><td>●人権教育・啓発に関する基本計画の策定</td></tr> <tr><td>2016</td><td>●部落差別の解消の推進に関する法律</td></tr> </table>	1961	●同和对策審議会設置	1965	●同和对策審議会答申	1969	●同和对策事業特別措置法	1982	●地域改善対策特別措置法	1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	1996	●人権擁護施策推進法	1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表	2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定	2016	●部落差別の解消の推進に関する法律
	1961	●同和对策審議会設置																					
	1965	●同和对策審議会答申																					
	1969	●同和对策事業特別措置法																					
1982	●地域改善対策特別措置法																						
1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律																						
1996	●人権擁護施策推進法																						
1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表																						
2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律																						
2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定																						
2016	●部落差別の解消の推進に関する法律																						
昭和	⑨ 「同和对策審議会答申」、そして「部落差別解消推進法」へ (P.17)																						
平成																							
令和																							

中世(鎌倉～室町)

①「キヨメ」から「賤視」へ

中世(鎌倉時代～室町時代)になると、「ケガレ」が生じたら、それを「キヨメ」(清め)ることが必要という考え方が広がり、「キヨメ」にたずさわる人々があらわれるようになりました。彼らは寺社に仕えて、「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」などの役目をはたしましたが、これらは、いずれも「キヨメ」であり、このようなことは社会生活を送るうえで、どれも大切な役目であったことはいうまでもありません。ところが当時の人々は、「ケガレ」や「キヨメ」に触れる人として賤視しはじめ、差別するようになったのです。学説に若干の違いはありますが、被差別部落の始まりはおよそ

11～12世紀以降、中世といわれています。

そのような中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。記録では、平安時代の中頃に登場しますが、その呼び名は河川の近くに住んだことによるといわれています。中世においては、無税の地であった河原には、ききんなどにより生活の糧を失った人々が移り住み生業を営んでいたのです。ちなみに、いつも洪水などの自然災害に見舞われる河原などは、人智・人力の及ばない神の手にゆだねられた神聖な場所という観念があったと説く学説もあります。

② 日本文化の創始者

能楽や日本庭園は、日本文化を代表する伝統文化です。能楽といえば観阿弥、世阿弥が有名です。この親子は、南北朝から室町時代にかけて活躍し、能楽を不動の地位に築き上げました。とくに世阿弥は50余曲の作品を残し、その多くは今でも演じられています。また、「山を築き、水を引く」技術においては比喩ものなしと賞賛された善阿弥は、庭園作りの名手でした。これらの人々は、河原者の出身ですが、文化創造の「特別の能力」を持った人と

して畏怖の念で見られ、将軍などから保護を受けて活躍しました。

中世の末、戦国時代になると武具や馬具の需要が多くなりました。戦乱の世の必需品だからです。これに使う皮革の需要と技術も大いに高まりました。これに応えたのが、皮なめしや革製品づくりの技術に長じていた「かわた」と呼ばれた人々で、戦国大名の求めに応じながら、その職能を高めていきました。

古代からあった「ケガレ」の意識

「ケガレ」とは、ある事象に触れたり、関わったりすることによって、災いや不幸がわが身に降りかかってくるのではないかと不安や恐れを感じることです。日本では3世紀前後、邪馬台国のあるころ「水浴」をして死の「ケガレ」を祓う風習があったことが「魏志倭人伝」によって伝えられています。平安時代には、人や特定の動物(牛、馬、羊、犬、豚、鶏)が死んだ際や出産の時などに一定の「ケガレ」が生じ、また、けがれたものや人に直接触れたりすると、それが伝染する(927年「延喜式」)と考えられていました。さらに、謀反を起こしたり神社や神物を汚損したりすると「ケガレ」が生じるとされ、「ケガレ」に触れた人は、ある一定の期間、神社に参ったり神事に参加したりすることは慎まなければならないとされました。

根拠を問い、議論することで

今なお、わたしたちはこの「ケガレ」思想をもとにした「女人禁制」をはじめ「清め塩」「六曜」などの慣習や迷信にとらわれることもあります。

博多祇園山笠は、かつては詰め所の入口に「不浄の者立入るべからず」と書かれた立て札が設置されていました。この「不浄の者」は喪中の人と女性のことでした。しかし、不浄つまりケガレの考え方自体が科学的に根拠のないことから、女性差別につながるとして2003(平成15)年にこの立て札は廃止されました。また、「清め塩」についても、「仏教においては、死はケガレではない」との見解から、仏式の葬式においては配付されないことが近年多くなっています。

中世(安土桃山)

③ 縛られた身分

太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になって「宗門人別改め」が行われるなどさらに強められました。身分は、武士と百姓、町人に大きく分かれ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。

えた身分は、農業に従事して年貢を納めるとともに、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、芸能なども行っていました。そして役目として犯罪者の捕縛や牢番などの役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め、芸能などで生活しました。これらの身分の人々は、他の身分から厳しく差別され、村の祭礼へ参加することができませんでした。

このように、差別された人々は、忌み嫌われるような死牛馬の処理や火葬、埋葬、牢番、行刑、警察役などを課せられていたため、差別意識は一層強められました。しかし、差別された人々のこういった役目により、社会の平穏・秩序が守られたことや農業を営みながら暮らしに必要な生活用品を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりするなど、日本の社会や文化を支える一役を担っていたことを忘れてはなりません。

また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ、様々な束縛を受けました。これは、それぞれの身分のあるべき姿を強め、社会全体の秩序を引き締めるためのものでした。この結果、百姓身分の人々が優越感をいだき、幕府や藩への不満をそらすことにもなりました。

中世からの被差別民は固定された身分制度の中で、被差別部落として把握されることになり、近世には全国に4000~5000地区の被差別部落があったといわれています。

このように、それまで少しずつ形づくられてきた社会構造が身分制度化され、支配に利用されてきたのです。

近世(江戸)

④ 差別の強化

江戸時代の中頃になると、商品経済の発展とともに身分をこえて人々が交流するようになり、武士を中心とした支配の仕組みがだんだんと揺らぐようになってきました。

農村では、豊かな民が土地を買い集めて大地主化する一方、都市には、故郷の村を去った貧しい人々が流入し、人々の間に貧富の差が広がり、新しい社会問題が起こりました。その上、洪水や干ばつなどの天災に見舞われ、農村の生活はたいへん厳しくなってきました。幕府や藩は、このような社会の変化に対して村人の離村を制限したり、生活を切り詰めさせたりしました。さらに幕府財政のたてなおしのために年貢率を高め、取り立てを厳しくしたため、人々はしだいに不満をつのらせ、各地で百姓一揆が目立つようになってきました。

⑤ 差別への抵抗

圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して各地で大名に抵抗しました。県内の杵築藩では、1805年、支配体制を強化するため、被差別部落の人々であることがすぐにわかるように水色の襟かけを強制しようとしていました。これに対して、被差別部落の約半数200名は隣の島原領(豊後高田)に逃散し、2ヶ月程で被差別民衆の勝利で一揆は終結しました。これは風俗差別に抵抗した、日本で最初の闘いです。(浅黄半襟掛け拒否逃散一揆)

また、1856年、岡山藩でも「これまで所持している粗末な木綿の着物ならばらく着用してよい。持っているものでも、紋付きはいけない。藍染・渋染の外は決して新調(購入)してはならない」と被差別部落の人々に命じたため、服装などにまで加えられた制約に対して、数千人の人々が立ち上がり、大きな犠牲を払いながら、無紋の藍染・渋染を着用させる差別政策を撤回させました。

(渋染一揆)

⑥ 解放令

明治時代になり、新政府は新しい世の中をつくるために様々な布告を出しています。その一つが、1871(明治4)年8月に出された、「えた・ひにん等の称を廃し、身分・職業とも平民同様たるべきこと」という、いわゆる「解放令」となります。被差別部落の人々は、「解放令」によって平民とされ、法律の上では平等になりましたが、政府は、部落差別をなくすための積極的な施策をとらなかったため、実際には職業、結婚、住む場所などの面で差別は根強く続きました。

1872(明治5)年に新しくつくられた戸籍(壬申戸籍)には、「華族」「士族」「平民」の他に一切の差別的な呼び方などを記入してはならないことという政府の方針が出されましたが、「新平民」などと付記されるようなこともありました。

明治の中頃になると近代工業が発達して、市場を海外にまで求めるようになり、資源の乏しい我が国では、安い賃金で価格をおさえ国際競争に勝たなければなりません。こうした状況のもと、職業の面では、被差別部落の人々がこれまで高い技術で保ってきた伝統的な皮革産業などは、大企業等の進出により奪われ、さらに近代的な警察の整備で警備等の仕事からも追われ、これまでの生業を奪われました。社会に残った差別意識により社会進出が阻まれたこともあり、被差別部落の人々の生活は一層苦しくなりました。

また、徴兵令や地租改正などの維新政策への反対に加え、被差別民が同一身分になったことへの嫌悪や忌避の感情から、西日本を中心に「解放令反対一揆」が起り、被差別部落は大きな打撃を受けました。大分県下でも「県中四郡一揆」が起きました。

このような中で、生活改善運動が高まり、団結することで差別撤廃をめざす運動へと発展していきました。

⑦ 「人の世に熟あれ、人間に光あれ」

大正時代になり、人々の「人権」へのめざめが、労働争議、小作争議、普通選挙要求運動、婦人運動、民主主義を求める大正デモクラシーへと発展していきました。

このような中で、差別からの解放を願う被差別部落の人々は、差別からの解放をめざす運動(部落解放運動)を進めました。

西光万吉や阪本清一郎などの奈良県の被差別部落の青年有志が中心になり、これまでの同情や融和ではなく、自分たちの力で解放を勝ち取ろうとする動きが高まり、1922(大正11)年3月3日、京都で全国水平社が結成され、その創立大会で読み上げられたのが「水平社宣言」です。我が国最初の人権宣言とされ、「人の世に熟あれ、人間に光あれ」と結ぶ水平社宣言は、人々の血をわきたたせ、人々を差別からの解放に大きく立ち上がらせたのです。**大分県では、1924(大正13)年、別府市において、大分県水平社の創立大会が開催されました。2024(令和6)年3月30日で、100年を迎えました。**水平社運動は、大人だけでなく子どもも多数参加し、全国各地に広がりました。

しかし、昭和の初め頃から、軍国主義が次第に国内を支配していき、人間の権利や自由よりも戦争への協力を強られるようになっていったのです。水平社運動も厳しい弾圧を受け、運動は事実上とだえるという事態になりました。



「水平社宣言」について

⑧ 戦後の部落解放運動

戦後、日本は、民主国家をめざしてきました。解放運動はいち早く復活し、終戦の翌年には、全国水平社の伝統を受け継いだ部落解放全国委員会が結成され、戦後の被差別部落の悲惨な生活を改善するため、部落産業の復活や農地の獲得などをめざす運動を展開しました。

そのような中、1951(昭和26)年、京都市保健所の職員が雑誌「オールロマンズ」に被差別部落の実態をきわめて差別的に描いた小説を発表したという差別事件(オールロマンズ事件)が起こり、部落差別と闘う人々と京都市との話し合いが行われました。その中で、側溝や道路などの整備がされていない、水道が引かれていない、長期欠席児童が多いなど、たくさん問題があるという現実がはっきりと見えてきたのです。

この事件を契機に、これらの地域が生活水準の低い暮らししかできない状態に置かれてきたことが差別であり、それをそのままにしてきたこれまでの政治にも問題があることが明らかになったのです。その後、日本の民主化を進めるすべての人々がつながることにより、被差別部落が解放されるという考え方が芽生え、連帯意識が全国的に広がっていきました。その結果、1961(昭和36)年に、国は、同和対策審議会を設置し、同和問題を解決するために本腰を入れ始めました。

⑨ 「同和対策審議会答申」、 そして「部落差別解消推進法」へ

その後、1965(昭和40)年に「同和対策審議会答申」が出され、その理念を法律の中で具現化したものが1969(昭和44)年にできた「同和対策事業特別措置法」です。「解放令」が身分制度を廃止するといううたい文句にとどまったのに対し、この法律は差別をなくしていく具体的な施策を打ち出しています。

同和対策審議会答申が出されて、58年が経過しました。差別は解消に向かいつつあると見る人もいま

すが、2020(令和2)年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」において、「同和問題(部落差別)に関することで、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いに47.2%が「結婚の際に反対されること」と回答しています。多くの人が今もなお差別が存在していると認識しているのです。

2016(平成28)年12月、「部落差別解消推進法」が施行されました(P8参照)。この法律は、なお残る部落差別や情報化の進展に伴い新たな問題が引き起こされていることを踏まえ、わたしたち一人ひとりがその解消に向けて取組を進め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

「同和対策審議会答申」より

- 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- この問題をこのまま放置しておくことは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。
- 「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

「同和対策事業特別措置法」より

- すべての国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない(第3条)
- 同和対策事業の目標は、対象地域における
 - 生活環境の改善 ○社会福祉の増進
 - 産業の振興 ○職業の安定
 - 教育の充実 ○人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする(第5条)

部落差別をなくす取組の中で

部落差別を解消しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護ようごに深く結びついています。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

教科書の無償配布

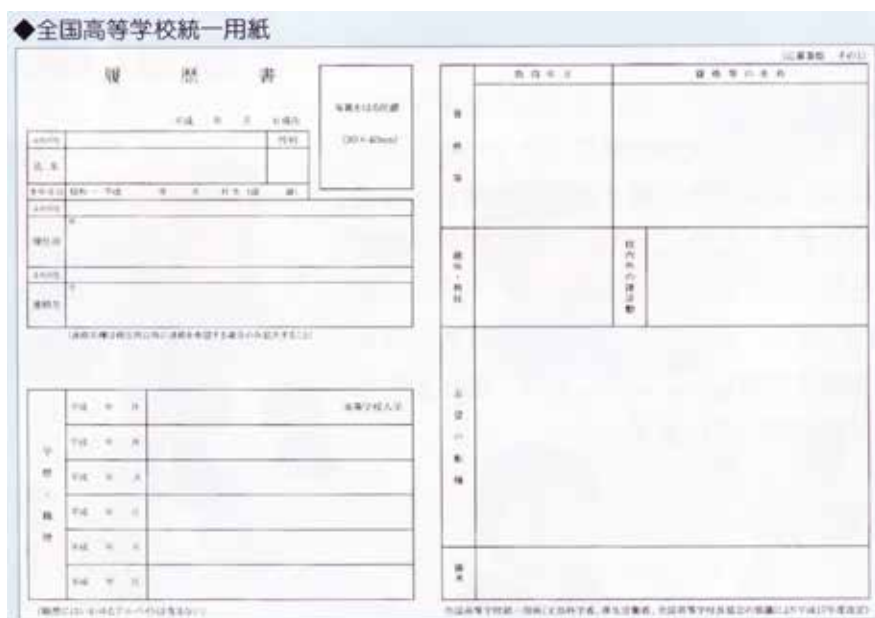
差別により苦しい生活を強いられた被差別部落ひさべつの親たちにとって、子どもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでした。高知県のある地域の親たちの「せめて教科書だけでも無償に」という切なる願いは教科書無償化運動となり、多くの人の共感を呼びました。その結果、1963(昭和38)年に「義務教育諸学校の教科用図書そとの無償措置に関する法律」が成立し、1964(昭和39)年から、順次すべての子どもに教科書が無償配布されることになりました。それが今に至り、国民全体の幸せと結びついているのです。

就職の機会均等

今から40～50年前までは採用時に、「社用紙」といわれる履歴書が使われていました。これには、本人とは直接関係のない、家族の学歴、親の職業、家族の収入や資産といった経済力などを記入させる欄があり、それらを合否の判断材料にしている企業がたくさんありました。その結果、全国各地で就職差別事件が頻発していたため、差別撤廃運動が起こり、1973(昭和48)年に「全国高等学校統一用紙」が初めて制定されました。1996(平成8)年度からは本籍・家族・保護者との続き柄の欄が削除され、2005(平成17)年度からは押印不要、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、同和教育の取組が進められる中で「全国高等学校統一用紙」は、より本人の能力や適性を生かせるものへと変化をしてきました。

しかし、今もなお就職・進学の際の面接試験において世間話のような流れの中で意図的に家族構成や父母の職業等を聞く不適切な質問がされることがあるのも現実です。また、就学において女子やすでに高等学校を卒業した受験生が不利になる点数操作がおこなわれたこともありました。「本人には責任のないことではないか」「本人の努力では変えようのないことではないか」、そういった視点をもつことが求められているのではないのでしょうか。

「全国高等学校統一用紙」は、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取組の一つであり、子どもたちの明るい未来を保障するものです。



◆全国高等学校統一用紙

履歴書		面接官の氏名	
氏名	性別	氏名	職名
生年月日	学年	所属	
学歴			
家族			
志望動機			
所属クラブ等			
その他			

戸籍の交付請求の制限

他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していたため、2008(平成20)年に戸籍法が改正されました。この改正により、「誰でも戸籍謄本等の交付請求ができる」という従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合が制限されました。

部落差別をなくすための行動を ～登録型本人通知制度～

住民票の写しや戸籍謄本などは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などのいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用し、2011(平成23)年には、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起きました。2017(平成29)年には大分県内においても、委任状を偽造し、他人の住民票や戸籍謄本などを不正に取得した事件が起きました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知するものです。2012(平成24)年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。一度登録すると永年登録となり、また年齢に制限がなく、世帯の代表者がその同一世帯をまとめた登録もできます。登録できるのは、大分市に住居登録している人、大分市に本籍を有する人となります。

しかし、2020(令和2)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、本人通知制度を「知らない」が75.1%となっており、多くの人が知らないことが明らかになりました。

多くの市民がこの制度に登録することで、不正に取得しようとする行為を抑止する力を高めることが期待できます。差別を許さない、という気持ちを行動に移せる市民が多くいるということは、差別のない大分市、みんなが暮らしやすい大分市を築いていくことにもつながります。**差別につながる身元調査を、わたしたちの「しない、させない、許さない」という気持ちと行動でなくしていくことが大切です。**



本人通知制度については
こちらから。
オンライン申請も可能です

差別を許さない人の存在を示す

2017(平成29)年6月、インターネットの地図検索サイト上で、誰かによって私鉄の駅名が「部落」と書き換えられて表示されていることが分かりました。2016(平成28)年12月16日に「部落差別解消推進法」(P8参照)が施行され、差別解消のための教育や啓発が様々な機会をとらえて行われているにもかかわらず、まさに悪意を持って偏見を拡散しようとする出来事が起こったのです。

しかし、書き込みに気づいた人たちから私鉄の顧客窓口に電話やメールで指摘が次々に寄せられ、即日正しい表示にもどされました。

部落差別を解消するためにわたしたちが何をどうしていくかが、今まさに問われる中、この出来事にある多くの人の行動は、「悪意を持って差別する人を凌駕するくらい、差別を許さない人の存在を示した」のです。

～子どもたちの明るい未来のために～

部落差別は、加害者が十分な学びがない中で、偏った情報に出合ったために差別意識を持ったことが大きな原因の一つとも考えられます。学校教育の中では、子どもの発達段階に応じて、部落差別(同和問題)と正しく出会うことをもとに、社会に根強く残る部落差別を許さない人権意識の確立を図っています。

子どもたちの明るい未来のために、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて学校と家庭や地域が連携を深めていくことが大切です。

※大分市の人権・同和教育の取組は、P29～P32をご覧ください